

令和8年 人事委員会勧告に当たって（談話）

令和8年10月13日

神奈川県人事委員会

委員長 小池 治

本日、神奈川県人事委員会は、議会及び知事に対し、職員の給与等について報告及び勧告を行いました。

地球温暖化の影響による災害の激甚化や生産年齢人口の減少による人手不足の深刻化など、わが国はかつてない困難な課題に直面しています。こうした状況のなかで、未来を切り拓き、安全で安心な県民生活を実現していくためには、全ての職員の能力の向上と職員一人ひとりが能力をいかに発揮できる職場環境の整備が重要になります。

さて、本委員会では、人事委員会勧告制度に基づき、職員と民間企業の従業員の給与等の実態を調査、比較し、国や他の地方公共団体の状況などを踏まえ、職員の給与等について検討を行いました。

その結果、月例給については、民間が職員を上回ったことから、給料表及び地域手当の支給割合を引き上げることが適当と判断しました。また、特別給（ボーナス）については、民間の支給月数が職員を上回ったことから、年間4.70月分に引き上げることが適当と判断しました。

さらに、給与制度のアップデートにおける地域手当の支給割合の見直しや、新たな職（主務教諭）の給与について報告及び勧告を行いました。

このほか、公務運営に関しては、採用が困難な技術系区分における大学等推薦試験の新設をはじめとした様々な採用試験制度の見直し、女性の管理職への登用や障害者の雇用促進など多様な人材の活躍推進に向けた取組、仕事と生活の両立支援や長時間労働の是正などの取組、職員の健康管理対策の推進、職場におけるハラスメントの防止等について、現状と課題を整理し、今後の方向性等に関する報告を行いました。

人事委員会勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員の給与その他の勤務条件を、社会一般の情勢に適応させる機能を有するものです。

議会及び知事におかれては、人事委員会勧告制度の意義や役割を御理解の上で、勧告等に述べた内容について、必要な措置をとられるよう要請いたします。

県民の皆様におかれては、第三者機関である人事委員会が行う報告及び勧告に基づいて職員の適切な勤務条件の確保が図られていることについて、御理解をいただきたく存じます。

最後に、職員の皆さんが、日々全力で公務に取り組まれていることに心から敬意を表します。人事委員会は、皆さんが公務にやりがいと誇りを持ち、安心して困難な課題にチャレンジできる職場環境の実現に向け、全力で取り組んでいきます。

その一方で、本県では公務員としての自覚を欠いた職員による不祥事が後を絶ちません。法令等を遵守し全体の奉仕者として行動すべき公務員の不祥事により、行政に対する県民の信頼や期待が大きく損なわれていることは看過できない事態です。職員の皆さんには、勤務時間の内外を問わず、高い倫理観を持って行動されることを願います。